

議第5号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被災住宅再建費助成条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十五年六月十日

提出者

議員	花 木	則 彰
〃	嗟 峨	サダ子
〃	ふるくぼ	和 子
〃	ふなやま	由 美
〃	すげの	直 子
〃	庄 司	あかり

賛成者

議員	高 見	のり子
----	-----	-----

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

（目的）

第一条 この条例は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震（これに伴う余震を含む。以下「震災」という。）により住宅に被害を受け

た被災者に対し、住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下同じ。）の取得又は修繕に係る費用の一部等について予算の

範囲内において助成することにより、被災者の住宅の再建を支援し、もって被災地域の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 住宅の傾きを修復する工事 震災により傾いた住宅の基礎の修復工事（住宅の土台のかさ上げ、増し基礎、基礎の新設等を

行う工事をいう。）及び当該住宅の地盤の復旧工事（住宅の地盤に杭打ち、薬液の注入、盛土等を行う工事をいう。）をいう。

二 津波浸水区域 震災に伴う津波の浸水被害を受けた区域で市長が別に定める区域をいう。

(助成の対象)

第三条 この条例に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる人は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

る。

一 震災時に本市の区域内に存する住宅に居住していた人

二 震災により被害を受けた住宅（以下この条から第五条までにおいて「被災住宅」という。）の再建を目的として、住宅を建設若

しくは購入（次条において「建設等」という。）により新たに取得する人又は被災住宅を修繕する人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人には、助成金は、交付しない。

一 市税を滞納している人（ただし、市税に係る未納額（納期限を過ぎても納付されない税額）があっても、近い将来において、確

実に未納額の全額を納付する計画書の提出が確認できた場合を除く。）

二 復興公営住宅に入居している人

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団

をいう。）と関係を有する人

第四条 助成金の交付の対象となる費用は、次のとおりとする。

一 震災により住宅に全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、かつ、当該住宅を解体した人が本市の区域内に新たに住宅の

建設等を行うための費用。ただし、当該住宅の所有者等との賃貸借契約に基づき当該住宅に居住していた人については、

自己の意思にかかわらず当該住宅へ継続して居住することが困難になった場合は、当該住宅の解体を要しない。

二 前号に掲げる費用に充てる資金の借入れを行った場合の利子相当額

三 被災住宅の修繕に要する費用（当該修繕に災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第二十三条第一項第六号に規定す

る応急修理が含まれている場合で同法第三十三条第一項の規定により当該応急修理に要する費用が支弁されるときは、当

該住宅を修繕するための費用から当該支弁される費用を減じて得た額）

四 前号に掲げる費用に充てる資金の借入れを行った場合の利子相当額

2 前項各号に規定する建設等、修繕又は借入れは、平成二十三年三月十一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われ

たものに限るものとする。

(助成金の交付額)

第五条 助成金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被災住宅が津波浸水区域の内に存していた場合の前条第一項第一号に掲げる費用に対する交付額 当該費用の額又は五百万円のうちいずれか少ない額

二 被災住宅が津波浸水区域の外に存していた場合の前条第一項第一号に掲げる費用に対する交付額 当該費用の額又は

三百万円のうちいずれか少ない額

三 前条第一項第二号に掲げる利子相当額に対する交付額 当該利子相当額（借入れに係る利率が年八パーセントを超える場

合においては、利率を年八パーセントとして算定した額）又は七百八万円のうちいずれか少ない額

四 被災住宅の被災の程度が全壊又は大規模半壊であった場合の前条第一項第三号に掲げる費用に対する交付額 当該費

用の額又は百万円（当該費用に住宅の傾きを修復する工事に係る費用が含まれている場合においては、三百万円）のうちい

ずれか少ない額

五 被災住宅の被災の程度が半壊であった場合の前条第一項第三号に掲げる費用に対する交付額 当該費用の額又は五十

万円（当該費用に住宅の傾きを修復する工事に係る費用が含まれている場合においては、二百五十万円）のうちいずれか少

ない額

六 前二号に掲げる場合のほか、住宅の傾きを修復する工事を行う場合の前条第一項第三号に掲げる費用に対する交付額当

該費用のうち当該住宅の傾きを修復する工事に係る費用の額又は二百万円のうちいずれか少ない額

七 前条第一項第四号に掲げる利子相当額に対する交付額 当該利子相当額（借入れに係る利率が年八パーセントを超える場

合においては、利率を年八パーセントとして算定した額）又は二百五十万円のうちいずれか少ない額

2 助成金の交付を受ける人が加算支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第二項、第三項又は第

五項の規定に基づき被災者生活再建支援金の支給額に加えられる額をいう。）の支給を受けることができる場合における前項

各号（第三号及び第七号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項各号中「当該費用の額」とあるの

は、「当該費用の額からその人が支給を受けることができる次項に規定する加算支援金の額を減じて得た額（その額が零を下

回る場合には、零とする。）」とする。

3 助成金の交付を受ける人が前条第一項各号に掲げる費用について本市の条例（この条例を除く。）、規則、規程又は要綱に基

づく補助金、助成金等（以下この項において「他の条例等に基づく補助金等」という。）の交付を受けることができる場合におけ

る助成金の交付額は、第一項に定める交付額から他の条例等に基づく補助金等の額を

減じて得た額とする。

4 前三項の規定により算出した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第六条 助成金の交付を受けようとする人は、市長が別に定めるところにより、市長に申請を行わなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として震災時における世帯構成に基づく世帯ごとに一件を限度とする。

(交付の決定)

第七条 市長は、前条第一項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、当該申請を

した人に通知するものとする。

(交付の取消し)

第八条 市長は、助成金の交付の決定を受けた人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- 二 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 三 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(助成金の返還)

第九条 市長は、助成金の交付を受けた人が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還さ

せることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

理 由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により住宅に被害を受けた被災者に対し、住宅の取得又は修繕に係る費用の一部等を助成するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。